かすみがうら市教育委員会5月定例会会議録(HP掲載分)

1 招集期日

平成27年5月25日(月)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者

教 育 部 長 飯田泰寛 学校教育課長 坂 本 重 男 生涯学習課長 中泉栄一 郷土資料館長 屋代久雄 図 書館 和田哲男 長 霞ヶ浦公民館長 齋 藤 裕 之 千代田公民館長 大 山 俊 男 学校教育課課長補佐 山口由晃 学校教育課総務係長 鈴 木 教 男

6 協議事項

報告第4号 かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について

報告第5号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第6号 下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに 佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について

議案第41号 下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに 佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について

議案第42号 かすみがうら市教科指導委員の委嘱について

議案第43号 かすみがうら市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について

議案第44号 かすみがうら市民俗資料調査員の委嘱について

議案第45号 かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 について

7 会議の大要

開会 午前9時00分

教育部長: 起立、礼、着席。

長 :

委

員

本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦労様でございます。それでは、季見見よりご牧がないただきないよ思います。

ざいます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。 おはようございます。本日は、5名の委員さんが出席されておりますの

で、会議は成立いたします。これより、5月の定例教育委員会を開催いた

します。

最初に、教育長より事務報告を求めます。

教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(5月の教育長事務報告、内容省略)

委 員 長: ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。

特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入り

ます。

では最初に、報告第4号「かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは資料の3ページをご覧頂きたいと思います。

図 書 館 長 : 報告第4号かすみがうら市図書館協議会委員の委嘱について、平成27

年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。か すみがうら市立図書館条例第16条の規定に基づき下記のとおり委嘱す

るものです。説明については、以上です。

委 員 長: ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委 員: 図書館協議会委員は定員何名ですか。

図 書館長: 10人以内です。

委員長: その他、何か、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。よって、報告第4号につきましては、報告のとお

り承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は、報告のとおり承認する

ことに決します。

次に、報告第5号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱につい

て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

霞ヶ浦公民館長 : それでは資料の4ページをご覧頂きたいと思います。

報告第5号かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱について、平成27年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。社会教育法第30条の規定及びかすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例第20条の規定に基づき下記のとおり委嘱するものです。説

明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。よって、報告第5号につきましては、報告のとお

り承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は、報告のとおり承認する

ことに決します。

次に、報告第6号「下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長: それでは資料の6ページをご覧頂きたいと思います。

報告第6号下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに 佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について、平成27 年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。か すみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱第2条第2項の規定に基づき下記のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。よって、報告第6号につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は、報告のとおり承認することに決します。

次に、議案第41号「下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会 委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長: それでは資料の9ページをご覧頂きたいと思います。

議案第41号下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について、平成27年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱第2条第2項の規定に基づき下記のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第41号につきましては、原案のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号に原案のとおり決します。 次に、議案第42号「かすみがうら市教科指導委員の委嘱について」を 議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長: それでは資料の12ページをご覧頂きたいと思います。

議案第42号かすみがうら市教科指導委員の委嘱について、平成27年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市教科指導委員設置要項第2条および第5条の規定に基づき下記のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第42号につきましては、原案のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号に原案のとおり決します。 次に、議案第43号「かすみがうら市郷土資料館運営協議会委員の委嘱 について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長: それでは資料の14ページをご覧頂きたいと思います。

議案第43号かすみがうら市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について、平成27年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市郷土資料館運営協議会規則第3条の規定に基づき別紙のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。

員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

委

質疑がないようですので、議案第43号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号に原案のとおり決します。 次に、議案第44号「かすみがうら市民俗資料調査員の任命について」

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは資料の16ページをご覧頂きたいと思います。 郷土資料館長:

> 議案第44号かすみがうら市民俗資料調査員の任命について、平成27 年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。か すみがうら市民俗資料調査員規則第4条の規定に基づき別紙のとおり任 命するものです。説明については、以上です。

委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第44号につきましては、原案のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号に原案のとおり決します。 次に、議案第45号「かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を 改正する訓令について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは資料の18ページをご覧頂きたいと思います。 学校教育課長:

> 議案第45号かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正す る訓令について、平成27年5月25日提出、かすみがうら市教育委員会 委員長名でございます。かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を

別紙のとおり改正するものです。説明については、以上です。

委 ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。 員 長 :

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第45号につきましては、原案のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号に原案のとおり決します。 次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課の事業報告及び計画を説明(5月の事業報告及び6月の事業 学校教育課長:

計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(5月の事業報告及 学校教育課長:

び6月の事業計画、内容省略)

生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(5 生涯学習課長:

月の事業報告及び6月の事業計画、内容省略)

郷土資料館長: 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(5月の事業報告及び

6月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明(5月の事業報告及び6月の事業計 図書館長:

画、内容省略)

霞ヶ浦公民館長 : 霞ヶ浦公民館の事業報告及び計画を説明(5月の事業報告及び6月の事

業計画、内容省略)

千代田公民館長 : 千代田公民館の事業報告及び計画を説明(5月の事業報告及び6月の事

業計画、内容省略)

特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。6 委 員 長 :

> 月25日木曜日、午前10時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

教育部長: 起立、礼。

閉会 午前10時48分

委 員 長

書 記 山口由晃

書 記 鈴木教男